

【平成27年度】市・県民税に適用される主な税制改正

1. 上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得に対する軽減税率の廃止

①上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得の課税の特例に関する特例措置の廃止

平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に上場株式等を譲渡した場合に係る10%軽減税率（所得税7%、市・県民税3%）の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以降は、20%（所得税15%、市・県民税5%）の税率となります。

○上場株式等の譲渡所得等に係る税率

区分	平成22年度～平成26年度	平成27年度以降
金融商品取引業者等を通じた譲渡等	3%（市民税1.8%、県民税1.2%） *所得税7%	5%（市民税3%、県民税2%） *所得税15%
上記以外	5%（市民税3%、県民税2%） *所得税15%	

②上場株式等の配当所得に係る軽減税率の特例措置の廃止

上場株式等の配当所得に係る10%軽減税率の特例措置は、上記の譲渡所得と同様廃止されました。

○上場株式等の配当所得に係る税率

平成22年度～平成26年度	平成27年度以降
3%（市民税1.8%、県民税1.2%） *所得税7%	5%（市民税3%、県民税2%） *所得税15%

2. 市・県民税の住宅借入金等特別控除の延長・拡充

市・県民税の住宅借入金等特別控除について、適用期限が4年間（平成26年1月1日から平成29年12月31日）延長され、さらに平成26年4月以降に居住を開始した場合の控除限度額が136,500円に引き上げられました。

	居住年月日	控除限度額
改正前	現行 ～平成25年12月31日	所得税の課税総所得金額等×5%（最高 97,500円）
改正後	平成26年1月1日 ～平成26年3月31日	所得税の課税総所得金額等×5%（最高 97,500円）
	平成26年4月1日 ～平成29年12月31日	所得税の課税総所得金額等×7%（最高 136,500円）